

第4編 工事等に係る調査、計画、設計に類する業務（公園緑地）

第1章 設計等業務一般

I - 4 - 1 - 1 - 1 使用する技術基準等

受注者は、業務の実施にあたって、最新の諸基準に基づいて行うものとする。なお使用にあたっては、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

I - 4 - 1 - 1 - 2 現地踏査

受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。

I - 4 - 1 - 1 - 3 設計業務等の種類

- 1 設計業務等とは、調査業務、計画業務、設計業務をいう。
- 2 この特記仕様書（共通）で規定する設計業務等は、新たに設ける各種施設物を対象とするが、供用後における整備又は修繕が必要となる各種施設物についても、これを準用するものとする。

I - 4 - 1 - 1 - 4 調査業務の内容

調査業務とは、現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の内で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。

なお、同一の業務として、調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。

I - 4 - 1 - 1 - 5 計画業務の内容

計画業務とは、I - 1 - 1 - 1 - 1 3 資料等の貸与及び返却に定める貸与資料及びI - 4 - 1 - 1 - 1 使用する技術基準等に定める適用基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。

なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。

I - 4 - 1 - 1 - 6 設計業務の内容

設計業務とは、I - 1 - 1 - 1 - 1 3 資料等の貸与及び返却に定める貸与資料及びI - 4 - 1 - 1 - 1 使用する技術基準等に定める適用基準等及び設計図書等を用いて、原則として基本計画、基本設計、あるいは実施設計を行うことをいう。

I - 4 - 1 - 1 - 7 調査業務の条件

- 1 受注者は、業務の着手にあたり、I - 1 - 1 - 1 - 1 3 資料等の貸与及び返却に定める貸与資料、I - 4 - 1 - 1 - 1 使用する技術基準等に定める適用基準等及び設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示又は承諾を受けなければならない。
- 2 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、貸与資料及び設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。
- 3 受注者は、本項2項に基づき作業した結果と、I - 1 - 1 - 1 - 1 3 資料等の貸与及び返却に定める貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。

- 4 受注者は、設計図書及びI - 4 - 1 - 1 - 1使用する技術基準等に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。

I - 4 - 1 - 1 - 8 計画業務の条件

- 1 受注者は、業務の着手にあたり、I - 1 - 1 - 1 - 1 3資料等の貸与及び返却に定める貸与資料、I - 4 - 1 - 1 - 1使用する技術基準等に定める適用基準等及び設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示又は承諾を受けなければならない。
- 2 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、I - 1 - 1 - 1 - 1 3資料等の貸与及び返却に定める貸与資料等及び設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。
- 3 受注者は、本項2項に基づき作業を行った結果と、I - 1 - 1 - 1 - 1 3資料等の貸与及び返却に定める貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。
- 4 受注者は、設計図書及びI - 4 - 1 - 1 - 1使用する技術基準等に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。

I - 4 - 1 - 1 - 9 設計業務の条件

- 1 受注者は、業務の着手にあたり、I - 1 - 1 - 1 - 1 3資料等の貸与及び返却に定める貸与資料、I - 4 - 1 - 1 - 1使用する技術基準等に定める適用基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、監督職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示又は承諾を受けなければならない。
- 2 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、I - 1 - 1 - 1 - 1 3資料等の貸与及び返却に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。
- 3 受注者は、本項2項において、I - 1 - 1 - 1 - 1 3資料等の貸与及び返却に定める貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。
- 4 受注者は、設計図書及びI - 4 - 1 - 1 - 1使用する技術基準等に定める適用基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。
- 5 受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、監督職員の承諾を得るものとする。
- 6 設計に採用する材料、製品は原則としてJIS、JASの規格品及びこれと同等品以上とするものとする。
- 7 受注者は、設計計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
- 8 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとし、検討結果を監督職員に報告するものとする。

I - 4 - 1 - 1 - 10 調査業務及び計画業務の成果

- 1 調査業務及び計画業務の成果は、特記仕様書に定めた調査及び計画の内容とする。
- 2 受注者は、業務報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等を特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。

- 3 受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。
- 4 受注者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献並びにその計算過程を明記するものとする。
- 5 受注者は、成果品の作成にあたっては特記仕様書によるものとする。

I - 4 - 1 - 1 - 1 1 設計業務の成果

成果品の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。

(1) 設計業務成果概要書

設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。

(2) 設計計算書等

計算項目は、仕様書及び監督職員の指示により作成するものとする。

(3) 設計図面

設計図面は、仕様書及び監督職員の指示により作成するものとする。

(4) 数量計算書

数量計算書は、「工事請負共通仕様書（公園緑化土木）第Ⅲ編 公園緑化土木工事数量算出要領」により行うものとし、算出した結果は、工種別、区間別に取りまとめるものとする。

ただし、概略設計及び予備設計については、仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

(5) 概算工事費

概算工事費は、監督職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。

(6) 施工計画書

ア 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。

(ア) 計画工程表 (イ) 使用機械 (ウ) 施工方針・方法

(エ) 施工管理 (オ) 仮設備計画 (カ) 安全管理 (キ) 特記事項その他

イ 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。

(7) 現地踏査結果

受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。

第2章 公園緑地編

第1節 公園緑地設計

公園緑地設計は、造園・植栽並びに付属構造物の調査、計画及び設計に関する業務に適用する。

なお、街路植栽については、この章を参考とする。

I - 4 - 2 - 1 - 1 公園緑地設計の区分

公園緑地設計は、次の区分により行うものとする。

- (1) 公園緑地基本計画
- (2) 公園緑地基本設計

(3) 公園緑地実施設計

第3章 公園緑地基本計画

I - 4 - 3 - 1 - 1 公園緑地基本計画

1 業務目的

公園緑地基本計画は、計画区域及び周辺自然的、社会的、人文的条件等を考慮し、安全性、経済性、機能性、施工性、環境との整合等総合的な観点から検討を加え、基本事項を決定し最適なゾーン配置及び施設配置等公園緑地基本計画を決定することを目的とする。

2 業務内容

公園緑地基本計画の業務内容は次のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、I - 1 - 1 - 1 - 1 2業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、公園緑地計画地点の現地踏査を行い、設計図書に示す設計範囲及びI - 1 - 1 - 1 - 1 3資料等の貸与及び返却に定める貸与資料と現地との整合性を目視により確認し、地形、地質、排水、気象、植生など自然状況、道路、交通状況、地下埋設物、架空線、用地条件などの周辺状況を把握するものとする。

(3) 与条件の確認及び調査

ア 与条件や基本計画の把握と整理

イ 設計条件や設計基準の確認

ウ 敷地条件(境界・周辺状況・地下埋設物及び架空線、土地利用履歴等)の確認及び調査

エ 現地細部確認調査

(4) 計画内容の検討

受注者は、特記仕様書に示す事項及びI - 1 - 1 - 1 - 1 3資料等の貸与及び返却に定める貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計内容及び設計上の基本事項の検討及び設定を行うものとする。

ア 主な検討事項

現況把握により得られたデータをもとに計画区域の特性をまとめ、問題点等を把握するものとする。

イ 条件整理

計画内容の設定に必要な発注者の考え方及び基本構想の内容等、計画の前提となる与条件について整理するものとする。

ウ 計画方針の設定

現地踏査、資料収集、敷地分析、条件整理に基づき、計画策定上留意すべき事項等を基本方針としてまとめるものとする。

エ ゾーニング

計画方針、敷地条件、地域特性等を考慮し、導入すべき機能をゾーンとして配置し、その規模、形状を定めるものとする。

オ 施設配置計画

ゾーニングに基づき、各々のゾーンが持つべき機能を有する施設を選定し、配置するものとする。

(5) 基本計画図作成

受注者は、計画区域において設定された機能及び施設の配置等を別添の公園緑地の設計要領に基づき、平面図としてまとめるものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、特記仕様書に定める場合を除き、基本計画図において整備に必要な概略数量を別添の公園緑地の設計要領、または、監督職員の指示に基づき算出し、監督職員と協議した単価により概算工事費を算定するものとする。

(7) 基本計画説明書作成

受注者は、基本計画の内容及びその検討過程についてまとめるものとする。

(8) パース作成

受注者は、特記仕様書に定められている場合は基本計画図に基づき、全体及び主要な部分について、パースを作成するものとする。

(9) 照査

照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、I - 1 - 1 - 1 - 8照査技術者及び照査の実施に基づき、次に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

ア 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。

イ 一般図を基に設計条件及び現地条件と調査内容との整合が適切にとれているのかの照査を行う。

また、埋設物、周辺施設との近接等、施工条件が基本調査に反映されているかの調査を行う。

ウ 調査方針及び調査手法が適切であるかの照査を行う。

エ 全ての成果品の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の目的を踏まえ、業務の各段階で作成された成果をもとに報告書を作成し、それらを解説し取りまとめて記載するものとする。

第4章 公園緑地基本設計

I - 4 - 4 - 1 - 1 公園緑地基本設計

1 業務目的

公園緑地基本設計は、公園緑地基本計画に基づき、安全性、経済性、機能性、施工性、環境との整合、維持管理などの観点から最適な施設の位置、規模及び構造等の選定を行うことを目的とする。

2 業務内容

(1) 設計計画

I - 4 - 3 - 1 - 1 公園緑地基本計画第2項の(1)に準ずるものとする。

(2) 現地踏査

I - 4 - 3 - 1 - 1 公園緑地基本計画第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 計画内容の検討

受注者は、特記仕様書に示す事項及びI - 1 - 1 - 1 - 1 3資料等の貸与及び返却に定める貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計内容及び設計上の基本事項の検討及び設定を行うものとする。

主な検討事項

ア 条件整理

前提条件及び各種調査結果を把握し、計画の細部について検討するものとする。

イ 諸施設の検討

条件整理した内容に基づき、個々の施設について位置、規模及び内容を検討しその概略構造を検討するものとする。

(4) 基本設計図作成

受注者は、設定された施設の位置、規模、構造及び内容等の特記仕様書または監督職員の指示に基づき、平面図としてまとめるものとする。

なお、監督職員が指示する主要な施設については、概略構造図を作成するものとする。

(5) 概算工事費

受注者は、特記仕様書に定める場合を除き、基本設計において整備に必要な概略数量を施設ごとに算出し、監督職員と協議した単価により概算工事費を施設ごとに算定するものとする。

(6) 基本設計説明書作成

受注者は、基本設計の内容及びその検討過程についてまとめるものとする。

(7) パース作成

受注者は、特記仕様書に定められている場合は基本設計図に基づき、全体及び主要な部分について、パースを作成するものとする。

(8) 照査

I - 4 - 3 - 1 - 1 公園緑地基本計画第2項の(9)に準ずるものとする。

(9) 報告書作成

I - 4 - 3 - 1 - 1 公園緑地基本計画第2項の(10)に準ずるものとする。

第5章 公園緑地実施設計

I - 4 - 5 - 1 - 1 公園緑地実施設計

1 業務目的

公園緑地実施設計は、公園緑地基本設計に基づき、実施設計対象施設及び関連施設等の計画内容、背景等について、発注者の説明及び資料ならびに現地踏査等により十分把握し、関連施設等の関係を検討のうえ、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に、工事の費用を算定するための資料を作成することを目的とする。

2 業務内容

(1) 設計計画

I - 4 - 3 - 1 - 1 公園緑地基本計画第2項の(1)に準ずるものとする。

(2) 現地踏査

I - 4 - 3 - 1 - 1 公園緑地基本計画第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 計画内容の検討

受注者は、特記仕様書に示す事項及び第11条に定める貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計内容及び設計上の基本事項の検討及び設定を行うものとする。

主な検討事項

ア 条件整理

前提条件及び各種調査結果を把握し、計画の細部について検討するものとする。

イ 諸施設の検討

条件整理した内容に基づき、設計対象物について施工位置、細部構造、形状寸法、材質、工法、施工時期等を検討するものとする。

ウ 構造計算・容量計算

必要に応じ応力又は容量等について検討するものとする。

(4) 実施計画図作成

受注者は、工事を実施するために必要な下記の内容の図面の特記仕様書または監督職員の指示に基づき作成するものとする。

- ア 事業施工場所（施工位置）
- イ 施工箇所現況及び撤去物
- ウ 施設等の配置
- エ 施設、工種別の構造、形状
- オ 施工法、仮設等
- カ 施設別（単位当たり）使用材料数量
- キ 工事件名、作成年月日、作成者等

(5) 数量計算

受注者は、実施計画図において決定した構造物の詳細形状に対して、各施設別、工種ごとに数量を算出するものとする。

(6) 工事仕様書作成

工事を実施する図面を補完するため、必要な事項を工事仕様書としてまとめるものとする。

(7) 工事費算出

実施設計図に基づき、各施設別、工種別に工事費を算出し、内訳書にとりまとめるものとする。

また積算の明細が必要な場合は、その根拠をあきらかにするものとする。

(8) 関係機関との協議用資料の作成

受注者は、特記仕様書に定められている場合において、雨水貯留等公共下水道接続協議、バリアフリー及び緑化協議等の関係機関との協議用資料の作成、また、関係機関との協議・手続きにおける補助業務を行うものとする。

(9) 工期の算定

工事の実施に要する期間を算定するものとする。

(10) 照査

I - 4 - 3 - 1 - 1 公園緑地基本計画第2項の(9)に準ずるものとする。

(11) 報告書作成

I - 4 - 3 - 1 - 1 公園緑地基本計画第2項の(10)に準ずるものとする。